

(平成 28 年 9 月 7 日 午後 3 時 15 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 5 佐藤武雄議員。

- 1 天皇・憲法について
- 2 観光地としての取組について
- 3 原発・核エネルギーについて

議席番号 4 番・佐藤武雄議員。

◆ 4 番 (佐藤武雄) 議席番号 4 番・佐藤武雄でございます。本日は、皆さんに最も密接とは言いませんが、関係の深い、天皇、憲法、観光、そして原発、核エネルギーについて、伺います。

まず初めに、天皇について伺います。

天皇陛下は 1989 年、象徴天皇としては初めて、即位されました。今年 7 月 13 日に、今上天皇が譲位の希望を持っているとの報道が、唐突に流されました。天皇の周囲に退位の意向を示されたとしても、公にならないように宮内庁周辺が十分配慮すべきことで、表に出てしまったことへの宮内庁の責任は重大です。公になり、国民の意思が、意見が割れて、政治的論争に発展するとしたならば、大変な問題だと思います。国民の感情だけで皇室を動かすなど、あってはならず、慎重に対応すべきです。現在、憲法や皇室典範では、天皇が病気、事故など、公務ができなくなったとき、皇位継承第一位の皇太子が摂政として全て引き継いで行う、その場合でも、皇太子の地位は摂政であり、天皇ではありません。あくまでも、天皇が亡くならない限り、皇位継承はできません。

そこで、町長に伺います。天皇皇后が、行幸啓のとき、小林議長、そして町長と、一緒に御陪食をされました。そういう観点も踏まえ、陛下のお気持ちについて、どういう認識を持っているか、まず伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 佐藤武雄議員さんに、お答えをさせていただきます。先般、天皇陛下がテレビを通じて、御自身の思いをお話しになられたわけでございます。私は、基本的には、多くのコメントを申し上げる立場ではございません。その中で、ただただ申し上げるとすれば、8 月 8 日の日に、陛下御自身が、象徴としてのお務めについて、お言葉を述べられた。国民に向かって、お述べになられたということについては、国民の皆さん方に、その思いは十分に伝わっただろう、こういうことを思っております。そういう認識でありまして、それ以上のことについては、私はコメントを差し控えさせていた

だきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) それでは、町長もそういう立場にないということなんですが、もう一点、伺いたいと思います。天皇は、どうあるべきか。

例えば、天皇の地位についても、確定的なイメージは、私たちは持っていません。象徴天皇は、日本国の元首なのか、見方はいろいろあると思います。自民党の改憲草案では、天皇は象徴ではなく、日本国の元首としています。また、皇室典範では男系男子、長子の原則を採用していて、地位が世襲であるから、個人の平等原理とは違い、身分制原理に基づく地位なので、人権は一般国民とは違うと考えられると言います。よって、天皇には人権、つまり、「私」はないということになります。

そこで、女性天皇や女系天皇などの議論もありますが、それは次の機会に伺うとしまして、天皇には人権があると思いますか。また、どうあるべきと考えますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私は、今の天皇のお立場について、論ずる立場にはございません。

また、その今おっしゃられた、人権云々という問題も、私自身、勉強をそれほど深めておりませんので、今お答えするような立場にありません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) この議論は、この先、国の方でもいろいろあると思いますので、また、進展しましたら、その機会に伺いたいと思います。

それで、引き続きまして、憲法のあり方について伺います。

法は、様々な様式で存在します。大きく分けて不文法、これは慣習に従った法律です。そして、成文法、これは、制定法です。このように区分され、制定法は、更に区分されます。日本国憲法は、憲法のほかに法律、政令、規則、条例、命令があります。これは、制定権限を有するのは、国会、内閣、衆参両院、地方公共団体、行政が、権限を有する機関で、法形式が認められています。また、憲法改正には、国会の発議、憲法 96 条での総議員の 3 分の 2 以上の賛成と、国民の過半数の賛成が必要とされ、通常法律の制定より重い手続きを要しています。したがって、日本国憲法が、硬性憲法であると言われております。

現在の日本国憲法は、連合軍の総司令部が、国際法であるハーグ陸戦条約の第 5 条 3 款 43 条の占領地の法律の尊重の規定に違反し、日本に憲法改正が必要であると告げました。また、マッカーサー三原則を憲法草案に取り入れ、10 日前後の短時間で作成され、日本国民に主権がない状態の占領地たる日本に、この新憲法を押し付けました。また、

日本政府代表は、この憲法の提示に衝撃を受け抵抗しましたが、天皇の将来や諸般の事情を勘案して、受託したとのことでした。

私は、我が国は神話につながる悠久の歴史を持つ国です、これは、憲法にもつながり、本来、日本の国柄や日本人の価値観が憲法に反映されたものでなければならぬと思います。日本人自らが、主権の発動として、自主憲法を作る、それこそが、まともな主権国家に立て直す道ではないかと思えます。

そこで、伺います。戦後 71 年、主権がある国家として、現在の日本国憲法への考えと、今後の憲法のあり方について、伺いたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 大変難しい御質問でありまして、私自身は、現在の憲法というのは、まさにその憲法下で、法治国家として、いろいろな法律の下で、国家が成り立ち、地方自治が成り立っているということから、そういう面では、大事な憲法であると言うしか、お答えができないということから、また、今後の憲法はどうかと、こういうことから、これもやはり法治国家でありますから、それぞれのルールに従って対応すべきだということに思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 私は、自主憲法を作るべきだと思っております。そこで、町長は 6 月会議で、同僚議員の「今の憲法を、平和憲法だと考えますか」という質問に、「平和憲法です」と答弁していました。しかし、現在この憲法は、私が先ほど申しましたように、アメリカに押し付けられた、ただの憲法であり、平和主義は唱えていますけれども、平和憲法ではないということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思えます。

それでは、観光地と山の日制定、森林などについて、伺いたいと思えます。

平成 26 年 5 月 23 日に国民の祝日、山の日が制定され、今年 1 月 1 日に施行されました。趣旨に、「山の日とは、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日」と定めています。

信濃町には、信越五岳、以前は北信五岳と言っていましたが、信越五岳の黒姫山、斑尾山のみならず、数々の里山があります。山は町にとって、豊かな森林資源、水資源、生物多様性、土砂災害防止、物質生産、そして地球温暖化防止などの機能を果たしてきました。

しかし、1964 年、木材輸入全面自由化により、農林業が衰退し、過疎化・高齢化が進み、集落機能の低下、更には将来集落の消滅につながる懸念されております。また、手入れの行き届かない荒廃林は、獣や病害虫の発生と合わせて、土砂災害の危険も増大し、維持保全が困難になり、景観も損なうことにもつながります。我が国の森林面積は

2500 万ヘクタールあり、国土の 3 分の 2 が森林であり、森林面積の 48 パーセントが保安林に指定されています。信濃町は、町全体 149.3 平方キロメートルで、森林が 72.6 パーセントということですが、山の日制定で、祭日になり、各地でイベントなどが行われました。そして、特に長野県では、第 1 回山の日記念全国大会が上高地で行われ、皇太子殿下がおいでになりました。

そこで、伺いたいと思いますが、山に囲まれた観光地でもある信濃町では、特に何も行われませんでした。その辺の考えと、今後、どのような方向付けをするのか、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） お答えをさせていただきます。山の日ということで、今年祝日も含めて新たに制定されて、県では、松本市で、あるいは上高地で、記念イベント・全国大会をやったということでございます。

町はどうかということですが、実はその特別その日に合わせて行動をしたわけではありません。ただ、今後の中で、妙高戸隠連山国立公園という、構成市町村が新しく連絡協議会を作って、これは環境省が主になってですが、そういうことで加盟、それぞれの市町村が同じくそこへ参画をして、今後どういうふうに活動をしていくかというような協議団体を、7 月でしたか、立ち上げたわけでございますし、信濃町もその一員の構成員になっているということでございます。今後、こういった中で、どういうふうな具体的な山の日、そしてまた国立公園というものを利活用していくかというようなことも含めて、環境省共々、関係市町村が協議をして、その具体的な行動に結び付けていくというようなことになってくるわけでありませう。

したがって、今の段階では、具体的な行動としてはなっていないということでありませう。ただ、スポーツイベント的にはやはり、そんなことも含めて、先ほど一般質問でもあったのですが、シー・トゥー・サミットというようなことも、これはまさに、自然環境イベントの一つでありますから、そういったことも含めて、意味も含めて実施したというのが、今年のあり方だったというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、信濃町の山林は、水資源や森林資源の保全、そして森林組合の伐採などの活動もありますが、こういう活動の現状と取り組みについて、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） それでは、林業に関わるので、私の方から、説明をさせていただきます。黒姫山麓の国有林や斑尾山麓の一部につきましては、水源かん養保安林

や土砂流出防備保安林に指定されて、水資源や森林資源の保全の役割を果たしているところでもあります。町の林業全般につきましては、林地産物の活用、皆伐につきましては、町内にも民間林業社が数社ありますので、民間林業社が事業を行っているところでもあります。民有林の森林整備につきましては、主に県の委託事業で、森林組合が携わっているものでありますけれども、間伐、下草刈りといった内容になりますけれども、町も、県の森林税を活用した森林づくり推進支援金ですとか、森林整備地域活動支援交付金を活用しながら、委託事業に対する上乘せ補助等を行っておりまして、搬出間伐ですとか、林地の集団化をする中で、間伐を実施しているものであります。27 年度の実績としましては、間伐で 12.5 ヘクタール、下草刈りで 4.2 ヘクタール、植林で 7.9 ヘクタールを実施したところでもあります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） じゃあ、もう一点伺います。森林組合、それから林業事業社との連携で、担い手の確保、育成の現状と課題は、どうなっていますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 町の事業の関係でございますけれども、町は、森林組合と、森林の多面的機能を高度に発揮するための森林計画を作成しながら、計画的な森林整備に努めているところでもあります。森林活用の取組につきましては、林産物の活用については、現在地方創生関連の事業におきまして、町内林産物の地産地消、また林地残材の活用、チップやペレットによるバイオマスの活用などの調査、研究を実施しているところでもあります。また、岐阜県の東白川村で先進的に取り組んでいるシステムを参考にしながら、地域工務店の営業サイトを構築して、注文住宅の間取りのシミュレーションですとか、信濃町の気候に合った建築様式、また概算建築料を算定するなどのシステム構築に係る地元関係者の検討会の設置をする中で、地域材を町内で循環させる仕組みに取り組んでいるところでもあります。これらの事業の推進によっても雇用が生まれてくるものと、思っておるところであります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 今朝の信毎に、県の森林税の 3 分の 1 が使われていないという報道がありました。信濃町でも荒廃林の把握をされたり、計画的に森林整備は行われ、各事業に補助金等で対応をしているということですが、ますます各事業を増大する今、現在大変いい状況にあるのではないかと思いますので、強力な取り組みをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、原発、そして核エネルギーについて伺います。

2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災での地震と津波で、福島第一発電所の電源停止により、原子炉 4 基が壊滅的状态になり、今なお、高い放射線に拒まれて、事故調査等の処理はできず、汚染水の漏えい問題も起きて終息していません。

日本全国の原発 54 基、これは世界 3 位の原発設置台数ということです。そのうち、四国電力伊方原発 3 号基が 8 月 22 日にフル稼働し、新規制基準に適合し、再稼働した原発としては、5 基目になります。日本の電力供給は、6 割が火力、天然ガス・石油・石炭による火力、そして 3 割が原子力、1 割が水力で賄われているということです。

原発がある、原発立地と地域振興は密接な関係で、電源三法交付金や固定資産税が入り、雇用も生まれ、経済的波及効果があり、原発に関連して深く関わってきた地域や県が、原発の危険性より、産業や生活基盤が壊されては困るので、何とか原発を維持したいと思う人たちが、大多数だと言われております。

また、原発に代わる再生可能エネルギーの太陽光発電、風力発電、用水発電は、稼働率によって大きく変わると言いますが、原発 54 基の設備容量 4600 万キロワットを遥かに上回る、10 倍以上の可能性があるとと言われております。

そこで、原発の停止や再稼働に対する考えと、電力事情への考えを、町長に伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 原発問題での再稼働云々というお話でございますが、私は、この前にもお話をさせていただいた経緯があるかと思います。基本的には、原子力発電という、極めて、一事故があると、この間の福島のように、大変な事態になるわけでありますので、できる限り、そういった危険な発電に伴わないものがあるのと思うのは、これ、私だけではなくて国民皆そう思っていると思うんですね。ただ、現実問題として、需要と供給のバランス等々もあろうかと思いますが、国のエネルギー政策としまして、そのことを進めているわけでございます。日頃の再稼働に向けては、やはり新しい基準に基づいて、審査委員会がしっかりとした基準に基づいての判断をして、そこに結び付けているということでございますので、申し上げるならば、本当に安全で稼働をしていくという、本当にそのことを願いつつ、稼働してほしいなど、こういうことでございます。あまりこれ以上のエネルギー政策について、私が多くを申し上げる立場ではないかなと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、中国が、ウイグル自治区、居住区で行った核実験について、22 メガトンで、広島核エネルギーに換算すると 1375 発分の核爆発が行われたと。それで、放射能の総量は、チェルノブイリの原発事故の 800 万倍にもなり、近くに暮らすウイグル人 19 万人が、急性放射線障害で死亡し、生存者も、白血病や悪性リンパ腫、肺がんなどになっていると言われております。また、偏西風に乗って日本に降ってきた黄

砂から多量の放射能が検出され、日本全土が放射性物質で汚染されました。これによって、放射性ストロンチウムで、日本人は内部被ばくしたと言われております。

放射能について申しますと、放射能とは、放射線を出す能力を表す言葉で、また放射性物質を表す言葉として使われております。放射線には、エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線、重粒子線などがあり、いずれもエネルギーの塊です。したがって、放射線を出す能力を持った物質、放射性物質は、エネルギー、つまり熱を噴出する物質です。太陽などの恒星の内部、核融合反応により放出したエネルギーも放射線で、このエネルギーなしに生命は存在できないとされています。エックス線、ガンマ線、中性子線は、電氣的に中性で、物質の中を通り抜ける力が強い放射線です。これらの放射線は、体の外にあっても、体全体が外部被ばくします。ベータ線は電子、アルファ線と重粒子線は原子核で、それぞれ帯電しており、物質の中を通り抜ける力は弱いですが、この物質を体の内部に取り込んだ場合は、内部被ばくすると言われております。

私たちは、子供の頃から、胸部エックス線検査を毎年受けていました。WHO世界保健機構は、以前から、ガンになる可能性が多く危険だと指摘していましたが、ずっとやり続けました。また、胃がん検診でバリウムの透視を行っていますが、胃がんを発見するより、バリウムを浴びる放射線で胃がんになる可能性の方が高いと言われております。また、CTの保有台数は世界一、そして、そこで医療被ばくは増加し、ガンの3.2パーセントは診断による被ばくが原因と考えられると言われております。その時の先進医療などで、陽子線、重粒子線などの放射線を使うガン治療は、大変効果があると言われております。

しかし今回は、リスクとしての、エックス線やバリウム、CTなどの医療器械の放射線による健康被害に対する現状把握や考え方を、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 佐藤議員さんの質問に、私は、科学的にも医学的にも知識を持っていないものですから何というふうにお答えをしていいのか、非常に困惑をしております。ただ、今、国内の中で、医療行為も含めて、やはりメリットとデメリットという部分の中で、必要性としてのいろいろな医療器具も、基準を満たして、医療行為としても使っているということは事実なのだろうと思うんですね。今、いろいろな面で、リスクで何パーセントの人が、そういったことでガンになっているとか云々というの、私は、そういったことまで承知しておりませんので、それ以上のことを申し上げられません。要は、いろいろな、例えば、今の放射線だけではなくて、医療的に言えば投薬を、薬をいただく、それだって、ある面ではリスクになるわけでありますので、決して100パーセントいいというわけではないのだろうと、私は、素人なりに、過去にいろいろな先生からお話をさせていただいたことがございます。そういう面では、この社会の中で、リスクをどう軽減してメリットに変えていくか、こういう中でのそれぞれの作用が働いての、今、いろいろな動きになっているのだろうと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、町内の放射線量を調べていると思いますので、高い所は、高地の所は低くて、低い所は高いと思うのですが、もしお答えできれば、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 住民福祉課の環境係で、東北の震災以降、月に 1 度になります、5 月、6 月から 10 月にかけてなんですけれども、毎月 1 度、町内の 6 か所、放射線量の測定を行っています。測定場所としては、信濃小中学校、また野尻・柏原・古間・富士里の各保育園、それと役場の所となっております。全てにわたって、基準値よりも低い状態となっておりますが、7 月 29 日実施時点で一番高かった所が、役場玄関北側軒下の 0.11 という数字となっております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） あと、ほかの数値は出ますか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） ほかの所については、信濃小中学校につきましては、0.05 ミリシーベルト、野尻保育園についても 0.05、柏原保育園につきましては、中央の庭になりますか、0.06 です。古間保育園で 0.04、富士里保育園で 0.05 となっております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 保育園のその場所は、どこということですか。例えば、雨だれのたまった所とかは、線量が高いと思うんですが。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 測っている所は、集水升で測っておりますので、今言った数字というのが、側溝なり、集水升の数字となっております。これにつきましては、ホームページの方で、出させていただいております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

- ◆4 番 (佐藤武雄) それでは、観光地としての取組について、伺いたいと思います。
野尻湖遊歩道の整備延長の進捗状況、それと、現状と今後、どのように具現化していくか、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 野尻湖の遊歩道の整備につきましては、平成 15 年度に水戸口公園内の歩道の整備、また平成 21 年度からは、野尻湖と親しむプロジェクトチームによりまして、遊歩道の整備を行っているところであります。野尻の国際村付近の湖畔ですとか、象の小径、水道局の跡地までの遊歩道にウッドチップを敷いたり、ベンチや案内看板を設置して、遊歩道整備等合わせる中で、ナウマンゾウのモニュメント、現在 33 基の設置を行いながらやっております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

- ◆4 番 (佐藤武雄) 遊歩道は、延長はしないのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 遊歩道につきましては、野尻湖の場合、周辺の所が民地となっている所がほとんどでございますので、遊歩道的には、野尻湖畔を歩くという部分では、なかなか整備できるような状況ではないので、野尻湖の博物館ですとか、そういう利用も含める中での遊歩道的な利用をしていただくような形で、お願いをしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

- ◆4 番 (佐藤武雄) 分かります、それは。それでは、取得した J A 跡地と東大寮の、何か整備計画などあれば。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 公園の整備関連につきましては、旧 J A 野尻湖支店の跡地並びに旧東大野尻湖寮の跡地につきまして、今年度、土地については、購入をするものでございます。野尻湖支店の跡地につきましては、水戸口公園とのつながりを持った公園利用や、東大跡地につきましては、現在も、無償で貸借をしておりますので、引き続き、町民の皆様が憩える公園として、環境整備に努めていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、最後に、黒姫陸上競技場のトラックを全天候型 6 レーンに拡大し、合宿等で、先ほども同僚議員が質問いたしておりましたが、先頃、20 年来合宿に来ている、ある監督と話す機会がありまして、以前からの 3 レーンが、中側の 3 レーンが老朽化し、特に一番内側のレーンが傷んでいるということなんです、その点の、NPO からの要請とか、老朽化の把握はされていますでしょうか。また、改修の計画と言いましょうか、そういうものはありますでしょうか。伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 実は私も、この間、大学駅伝大会の時に、そのレーンを見させていただきました。というのは、今管理していただいている NPO の皆さんから、どうしてもやっぱり、1 コースと言うんですかね、一番インコースの方ですが、そこについては、使用頻度が激しいので、摩耗も激しいと、こういうようなことで、またその時には、修繕と言いますか、張り替えると言いますか、そんなこともお願いしたいというような要望は頂戴しておりますし、そういう意味では、今後状況を見ながら対応をしていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 以上で、私の一般質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、佐藤武雄議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会とすることに決定いたしました。

念のため申し上げます。明日 8 日の本会議、一般質問は、午前 9 時 45 分からの開会となりますので、時間までに御出席いただきたいと思います。御苦労さまでした。

（平成 28 年 9 月 7 日 午後 3 時 53 分）